

新たな農業委員会制度が始まります！

「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日から施行されました。これにより、現任の農業委員の任期満了（平成29年7月19日）後は、新たな体制となります。

～主な変更点～

1. 農地利用最適化推進委員の新設

農業委員と連携し、各地域において農地利用の最適化を推進する「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されます。

2. 選出方法の変更

農業委員の選出方法が、選挙及び町長の選任制の併用から、議会の同意を要件とする町長の任命制へと変更されました。また、農業委員の構成について、原則として過半数を認定農業者で構成すること等が必要になりました。

3. 定数の変更

現任の農業委員の任期満了後は、農業委員11人（町長が任命）、農地利用最適化推進委員20人（農業委員会が委嘱）となります。

【お知らせ】

今回の制度改正に伴い、「農業委員候補者」と「農地利用最適化推進委員候補者」を平成29年3月下旬頃から公募します。公募には「推薦」と「自らの応募」の方法があります。

※推薦・応募の方法など詳しくは、募集開始時に、広報誌やホームページ等に掲載します。

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会事務局 電話(0868)54-2687



農業者年金の特徴

No.4

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金
TEL：03-3502-3199（相談員）
TEL：03-3502-3942（企画調整室）
ホームページアドレス <http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索

